

stilus curiae とは何か

—— 中世における教皇庁の文書形式と司法手続き及び教皇宮廷の外交的プロトコル ——

大 塚 将太郎

はじめに

本稿は、盛期中世から後期中世における教皇権の実践を理解する際に重要な用語の1つである *stilus curiae* に関して、この用語が研究上でどのように定義され、扱われてきたのかを概観することを目的とする。ただし、この用語自体が古くから様々な論考で言及されてきたことは承知の上で、本稿はその用語の定義が今世紀に入ってからドイツ語圏の研究によって拡大されたことに注目し、近年の研究動向を整理することに主眼を置く。このような前提から、本稿は次の通りに構成される。まず、第1章は19世紀末から続く研究視角を対象とし、近世から確認される伝統的な用語の定義がどのような研究と結びついてきたのかを見る。続く第2章では、2004年に刊行されたフランツ・フェルテンの論文によって新しい定義が付け加えられたことを確認し、その史学史的な背景を整理する。そして、第3章において、こうした2000年代以降の議論の流れを汲んで2019年に刊行された論文集と単著を取り上げて、*stilus curiae* に関する最新の研究状況を整理する。最後に、「おわりに」で現時点での今後の課題と展望を述べる。

1. 伝統的な用語の定義：文書形式学と法制史の観点から

研究史の概観に入る前に、*stilus curiae* という用語の辞書的な意味を整理しておきたい。というのも、そのような意味がまさに同用語に関する伝統的な定義だからである。イタリア出身のドイツ法制史家フィリッポ・ラニエーリによれば、*stilus curiae* という用語はすでに15世紀には法律用語として二重の意味で用いられていたことが確認できるようなのである。すなわち、一方では宮廷の文書局、公開裁判所、陪席裁判官によって用いられていた文書の書式などであり、他方では裁判所における司法手続きの慣習を指すものであった⁽¹⁾。こうしたラニエーリの整理はあくまでもドイツ法制史の立場からのものであり、必ずしもその対象が中世教皇庁に限定されてはいないが、現在では中世教皇庁に関してもこれらの2つの定義が当てられている⁽²⁾。すなわち、1

(1) Filippo Ranieri, 'stilus curiae', in: Adalbert Erler and Ekkehard Kaufmann (eds.), *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, Vol. 4, Berlin, 1990, cols. 1991-1993; Id., 'Gerichtsgebrauch', in: Albrecht Cordes et al. (eds.), *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, Vol. 2, Berlin, 2012, cols. 155-157.

つには教皇庁の様々な機関で発給される文書で遵守された文書形式であり、もう1つには教皇庁裁判所における慣習的な司法手続きである。ただし、中世教皇庁に関して言えば、*stilus curiae* が史料用語というよりは分析概念として扱われてきたことに留意しなければならない（この問題は本稿の3章で詳しく扱うこととする）。いずれにせよ、19世紀末からの研究は中世教皇庁の文書形式と司法手続きを扱う際にしばしば *stilus curiae* という語を用いており、以下ではそれらの研究を掻い摘んで紹介する。

まず、教皇庁で発給され文書で遵守された文書形式という意味であるが、研究上ではこの意味が第一義的なものとされている⁽³⁾。この形式が適用されるべき文書は、主として教皇庁文書局 *cancellaria* で発給された文書であり、鉛の印章が付される教皇の特権状 *privilegia* と教皇書簡 *litterae*、蠟の印章が付される小勅書 *breve* などが挙げられる。しかし、時代が下ると内敕院 *poenitentiaria* や教皇秘書部 *secretaria papae* など文書作成機関として登場し、これらの部局だけでなく、枢機卿や教皇特使が個人的に文書を作成する場合や教皇庁に請願を行う人物も、この形式を遵守した文書を作成するように求められた。

この文書形式は、具体的にはクルスス *cursus* と呼ばれる特定のラテン語の韻文形式や古代の書簡形式に基づいた文書の構成である。クルススについては、1881年のノエル・ヴァロワの論考が依然として参照に値し、この韻律の理論と12世紀から17世紀にかけての歴史的な実践の過程が整理されている⁽⁴⁾。この論考の背景には文書形式学的な関心が存在し、クルススに関する知識はある教皇文書が「真正な」ものかどうかを判定するために有用である、という前提が存在していた⁽⁵⁾。また、古代の書簡形式に由来する文書の構成かつ読み上げるための韻文体のレトリックでもある、書簡作文法 *ars dictaminis* との関係で分析されてきた。その際の史料として、特に13世紀の間に教皇庁内外で作成された教皇書簡の書簡集成が挙げられる⁽⁶⁾。さらに、これらの書簡集成などの分析から、13世紀半ば以降に世俗王権の文書局がこれらをいかに利用し⁽⁷⁾、教皇庁文書局の文書形式を導入したかについても議論されている⁽⁸⁾。

続いて、第二の定義である、教皇庁裁判所における慣習的な司法手続きについて確認する。こ

(2) Charles Lefebvre, 'Style et pratique de la curie romaine', in: Raoul Naz (ed.), *Dictionnaire de Droit Canonique*, Vol. 7, Paris, 1965, col. 1092-1094; Thomas Frenz, 'Kurialstil', in: Gregor Kalivoda et al (eds.), *Historisches Wörterbuch der Rhetorik*, vol. 4, Tübingen, 1998, cols. 1536-1541. なお、ルフェーブルのものでは文書形式と司法的慣習の両方が挙げられているが、フレンツのものは文書形式について詳細に扱っている。

(3) Charles Levebre, op. cit., col. 1092.

(4) Noël Valois, 'Étude sur le rythme des bulles pontificales', *Bibliothèque de l'École des Chartes* 42 (1881), pp. 161-198; 257-272.

(5) Ibid., pp. 269-272.

(6) 13世紀に教皇庁で作成された5つの書簡集成に関する最新の概説として、Matthias Thumser, 'Päpstliche Kurie', in: Florian Hartmann and Benoît Grévin (eds.), *Ars dictaminis. Handbuch der mittelalterlichen Briefstillehre*, Stuttgart, 2019, pp. 158-180がある。

の定義に関して重要なことは、すでに述べたように、法制史の視点として教皇庁裁判所のみならず、西方キリスト教世界における各政体の司法機関が広く対象となってきた点である。こうした問題関心の背景は、最終的に現代の西洋各国間の訴訟手続きの差異を比較検討しようというものがある⁽⁹⁾。このような視点から、特定の地域における実践的な裁判手続きの諸規則をまとめた集成が史料として注目されてきた。世俗の司法機関について例を1つ挙げれば、1330年代にル・ブレイユのギョームによるパリの高等法院の手続きに関する手引書が存在しており、これは古くから知られてきた⁽¹⁰⁾。

翻って教皇庁裁判所に目を向けると、教会裁判が西欧キリスト教世界における司法手続きの発展に大きく寄与し、各地の（世俗）裁判所における法の形式と裁判手続きに影響を与えて制度的な発展に貢献した、という古くからの法制史的な前提がある⁽¹¹⁾。そして、教皇庁裁判所の手続きについては、主に史料の出現する13世紀以降が基本的な分析対象となっている。というのも、西欧キリスト教世界各地から教皇に対して持ち込まれる案件の量的増加に伴い、この時期にそれらの一部が教皇庁文書局長官（代理）の管轄下にある裁判機構（聖庁裁判所 *audientia palatii sacri*、公開裁判所 *audientia publica*、ロタ裁判所 *Rota* など）で扱われ始めたからである⁽¹²⁾。13世紀前半以降に残存する史料としては、こうした教皇庁に対する請願を行うための手続きに関する集成が古くから注目されている⁽¹³⁾。それらの中で最も重要なものは、1327年頃に教皇庁内部

(7) 14世紀のフランス国王宮廷を中心とした教皇の書簡集成の利用に関しては、Benoît Grévin, 'Zur Benutzung der päpstlichen Briefsammlungen des 13. Jahrhunderts im Spätmittelalter. Das Beispiel der französischen Königskanzlei', in: Tanja Broser, Andreas Fischer and Matthias Thumser (eds.), *Kuriale Briefkultur im späten Mittelalter. Gestaltung – Überlieferung – Rezeption*, Köln/ Weimar/ Wien, 2015, pp. 313-334が近年の研究として挙げられる。

(8) ここでは一例として、イングランド王国における導入に関する議論の整理を行った、Barbara Bombi, 'Petitioning between England and Avignon in the First Half of the Fourteenth Century', in: W. Mark Ormrod, Gwilym Dodd and Anthony Musson (eds.), *Medieval Petitions. Grace and Grievance*, Woodbridge, 2009, pp. 68-70を挙げておく。

(9) Filippo Ranieri, 'Stilus Curiae. Zum historischen Hintergrund der Relationstechnik', *Rechtshistorisches Journal* 4 (1985), pp. 75-88.

(10) Guillaume du Breuil, *Stilus curie Parlamenti. Nouvelle édition critique publiée avec une introduction et des notes par Félix Aubert*, Paris, 1909; Philippe Paschel, 'Les sources du "Stilus Curie Parlamenti" de Guillaume du Breuil', *Revue historique de droit français et étranger* 77-3 (1999), pp. 311-326; Id., 'Guillaume du Breuil et son *stilus curie parlamenti*', *Droit* 49-1 (2009), pp. 159-190.

(11) Geoffrey Barraclough, 'Modus et forma procedendi ad executionem seu protestationem gratiae alicui factae per dominum papam', in: *Studi di storia e diritto in onore di Enrico Besta per il XL anno del suo insegnamento*, Vol. III, Milano, 1939, p. 279.

(12) こうした経緯について日本語で読める概説として、クヌート＝ヴォルフガング・ネル（小川浩三訳）「〔翻訳〕中世のロータ・ロマーナ（ローマ教皇庁裁判所）―教皇庁裁判権、ローマ・カノン法訴訟手続およびカノン（教会）法学の歴史からの概観―」『桐蔭法学』12巻2号（2006年）、42-50頁を挙げておく。

(13) 13世紀前半については、Geoffrey Barraclough, 'Formulare für Suppliken aus der ersten Hälfte des 13. Jahrhunderts', *Archiv für katholisches Kirchenrecht* 115 (1935), pp. 435-456が有名である。

で完成したと考えられている『ローマ教皇庁公証人定式集 *Formularium notariorum curiae Romanae*』である⁽¹⁴⁾。このような教皇庁での実践に関わる文書のほかにも、規範史料による司法手続きの再構成も行われてきており、教皇令、実定法や手続法の個別具体的な教皇からの処分、教皇庁文書局副長官からの処分、聴聞官自身による手続きの制定などが、そうした史料の代表例として挙げられる⁽¹⁵⁾。以上のような史料を用いて、教皇庁の裁判機構における司法手続きが解明されてきた。

以上、*stilus curiae* に関する辞書的な2つの定義を紹介したが、こうした文書形式学的な視点と法制史の視点はしばしば研究において同時に扱われることがあった。特に、先述した『ローマ教皇庁公証人定式集』を校訂したジェフリー・バラクロウによる一連の研究を代表として、教皇庁文書局に対する請願 *supplicatio* という問題が注目を集めてきた⁽¹⁶⁾。というのも、こうした請願は、聖職叙任（いわゆる聖職禄授与）や係争の審理の担当となる判事の任命を要求する文書だったため、教皇庁の文書行政ないしは司法のプロセスにおける最初の一步だったからである⁽¹⁷⁾。このような問題関心から、オリジナルの請願文書やすでに言及した様々な請願文書の集成に対する分析が行われてきた。また、こうした教皇庁の文書形式や司法手続きに関する専門知識を有し、請願者に代わって教皇庁文書局で請願を行う在教皇庁法定代理人 *procurator ad curiam* も研究対象となり、英語圏の研究を中心にその蓄積が見られる⁽¹⁸⁾。

このように、*stilus curiae* は2つの異なる問題関心から検討されつつも、主に教皇庁への請願という研究視点を通じて両者の重なりが十分に意識されてきた。*stilus curiae* の伝統的な定義は、概ね以上のように整理できる。

2. 2000年代前半における定義の拡大：フランツ・フェルテンの論文（2004年）

2-1. フランツ・フェルテンによる *stilus curiae* の定義の拡大

stilus curiae という用語の定義は、フランツ・フェルテンの2004年の論文「14世紀初頭のクーリアにおける交渉：紛争に満ちた関係性の網におけるコミュニケーションの行動ルール」⁽¹⁹⁾に

(14) Id., *Public Notaries and the Papal Curia. A Calendar of a Study of a Formularium Notariorum Curie from the Early Years of the Fourteenth Century*, London, 1934.

(15) クヌート＝ヴォルフガング・ネル、前掲論文、49-50頁。

(16) バラクロウの研究については、注11、13、14で挙げたものを見よ。また、教皇庁への請願に関する近年の概説的な論考として、Thomas W. Smith, 'The Development of Papal Provisions in Medieval Europe', *History Compass* 13 (2015), pp. 110-121が有用である。

(17) Patrick Zutshi, 'Petitions to the Pope in the Fourteenth Century', in: W. Mark Ormrod, Gwilym Dodd and Anthony Musson (eds.), *op. cit.*, p. 82.

(18) Donald E. Queller, 'Thirteenth-century diplomatic envoys: *nuncii* and *procuratores*', *Speculum* 35 (1960), pp. 196-213; Patrick Zutshi, 'Proctors acting for English Petitioners in the Chancery of the Avignon Popes (1305-1378)', *Journal of Ecclesiastical History* 35-1 (1984), pp. 15-29; Barbara Bombi, *Il registro di Andrea Sapiti, procuratore alla curia avignonese*, Roma, 2007.

よって大きく変化した。

同論文は、14世紀前半の教皇宮廷で教皇と世俗支配者の使節との間で行われた交渉を分析対象として、そこから当時の教皇宮廷における交渉で遵守されるべき「行動ルール Spielregeln」を引き出し、これらを類型化して整理したものである。まず、フェルテンは、教皇が盛期中世以降から西欧キリスト教世界各地の紛争に仲介者として重要な役割を果たしていたことから、教皇宮廷が紛争を解決しようと望む人々の交渉の舞台となっていた側面に注目する⁽²⁰⁾。そして、具体的な分析対象として、14世紀前半にヨーロッパの支配者たちから教皇宮廷に派遣された使節と教皇自身による、両者の双方向的な交渉とその実践的な側面を取り上げる。このような分析のための史料として、実際に派遣された使節たちが現地（主にアヴィニョン）ないしは自国に戻ってから作成した報告書を主要なものとして利用した。他にも、使節たちに事前に持たされた、交渉自体や交渉の前後の場面における彼らへの指示や彼らが提示すべき様々な文書も扱っている。フェルテンによれば、これらの史料はこの時期に累計50近くの交渉が行われたことを示すようであるが⁽²¹⁾、実際に子細な検討が加えられたのは一部である。

フェルテンは、同論文のテーゼとして、このような教皇宮廷での交渉において（特に使節側によって）遵守されるべき行動ルールがあったことを指定する⁽²²⁾。当時の教皇権はキリストの代理として最上位の宗教的存在でありつつも、多くの世俗的支配者と並ぶ政治的権力だったため、この特権的地位に対する教皇の考え方が、彼の関わる交渉全体は強固に儀礼化された「行動ルール」によって規定されていた。そして、使節たちが教皇宮廷を支配する行動ルールを十分に理解していなかったために、交渉の状況を誤って予測したり判断したりすることが頻発していた。このような前提から、フェルテンは、交渉の開始前、実際の交渉の場面や交渉外の場面、交渉の終了後、これらにおける教皇宮廷の「行動ルール」を明らかにする。

ここで、教皇宮廷での交渉の流れに関する彼の整理をいくつか紹介しておきたい⁽²³⁾。まず、使節たちは、自分たちの身分に相応しい形式で、教皇宮廷の人間によってその都市の中へと迎え入れられた。その後、彼らは宮殿内部で教皇に表敬することになり、そこで教皇と枢機卿から歓待を受けることが常であった。また、この時点ではまだ交渉は開始されず、使節たちは来訪の目的を説明する文書の提示などをするにとどまり、交渉の開始日を伝えられてそこから退出した。

(19) Franz J. Felten, 'Verhandlungen an der Kurie im frühen 14. Jahrhundert. Spielregeln der Kommunikation in konfliktgeladenen Beziehungsnetzen', in: Klaus Herbers and Nikolas Jaspert (eds.), „Das kommt mir spanisch vor.“ *Eigenes und Fremdes in den deutsch-spanischen Beziehungen des späten Mittelalters*, Münster, 2004, pp. 411-474.

(20) Ibid., pp. 411-413.

(21) Ibid., pp. 434-435.

(22) Ibid., pp. 416-418.

(23) Ibid., pp. 438ff.

こうして交渉が始まることになるが、フェルテンが使節報告の中で注目したことの一つ目は、非言語のコミュニケーションに関する部分である⁽²⁴⁾。特に、使節たちが教皇との食事に招待されことに対してある程度の紙幅が割かれている。同様に重要視されたのは、教皇と枢機卿が出席して協議をするないしは事前決定の公表をする場（＝コンシストリウム）についてである。これについては、使節側が自身の要求を教皇に受け入れさせるために、教皇との交渉の前段階で種々の贈与行為を通じて何人かの枢機卿と友誼関係 *amicitia* を築いておくことの必要性が強調される。また、コンシストリウムが事前決定を公表するために開かれる（＝公開コンシストリウム *consistorium publicum*）ときに、それが教皇や使節らによってどのように利用されたのか、これらについてもいくつかの類型が挙げられている⁽²⁵⁾。交渉終了後の展開については、フェルテンは同研究で扱った史料から読み取れる情報が少ないとし、使節たちが教皇宮廷から離れる権利 *licencia de Romana curia recedendi* を獲得する必要があったことにのみ言及する⁽²⁶⁾。

ここまでフェルテンの研究全体を概観したが、最後に同研究が *stilus curiae* という用語の拡大とどのように関係しているかを述べる。それは、端的に言えば、彼が以上のような教皇宮廷で遵守されるべき「行動ルール」に *stilus curiae* という用語を充てたことにある⁽²⁷⁾。結果として、この用語には、教皇庁文書局などで発給される文書の書式やロタ裁判所などにおける教皇庁裁判所の司法手続きという定義とは異なる、第三の定義が与えられた。ただし、こうしたフェルテンの操作は決して恣意的ではなかった。実際に、史料用語としても、すでに14世紀初頭にこの用語が三番目の定義に即す形で用いられていた。その一例として、教皇宮廷に派遣された使節が教皇に謁見するまで枢機卿と会うことを許されなかった、という「行動ルール」が *stilus curiae* という言葉で表現されていた⁽²⁸⁾。このような事例の存在もあってか、フェルテンによって与えられた第三の定義は、それ以降の研究でも受け入れられていった。

2-2. 研究史的意義：ドイツ国制史研究と外交史研究の融合

それでは、フランツ・フェルテンの2004年の論文以後、*stilus curiae* に関する研究はどのよう

(24) Ibid., pp. 458ff.

(25) Ibid., pp. 464-472.

(26) Ibid., pp. 472-473.

(27) Ibid., p. 464.

(28) *Acta Aragonensia: Quellen zur deutschen, italienischen, französischen, spanischen Kirchen- und Kulturgeschichte aus der diplomatischen Korrespondenz Jaymes II. (1291-1327)*, ed. by Heinrich Finke, Vol. 3, Aalen, 1966 (Reprinted), no. 110: "Sciatis etiam, domine, quod adhuc non visitavimus aliquem cardinalem, quia stilus est curie, quod ambaciatores alicuius regis non debent visitare cardinales, quousque reverenciam exhibuerint domino pape." なお、Agostino Paravicini Bagliani, *La cour des papes au XIII^e siècle*, Paris, 1995, p. 233では、フェルテンの論文に先立ってこのような教皇宮廷での慣習が存在していたことを指摘しているが、*stilus curiae* という史料用語には着目していない。

に進展したのだろうか。この問題については、もう一度フェルテンの研究に立ち戻り、同研究が研究史的にどのように位置付けられるかを明らかにする必要がある。

この研究は、フェルテン自身も認めているように、明らかにゲルト・アルトホフのドイツ国制史研究から影響を受けており、それは同論文の中に「紛争」、「交渉」、「行動ルール」といったキーワードが採用されていることから窺える。1990年代から2000年代にかけてのアルトホフによる研究の内容とその史学史的な意義は我が国でも十分に紹介されてきたため⁽²⁹⁾、それをここで改めて詳述することはしないが、フェルテンの研究の意義を明らかにできる程度に触れておきたい。

アルトホフの研究全体を構成する三つの柱の一つに、初期中世から盛期中世のドイツ王国を舞台にした「紛争解決」の問題がある⁽³⁰⁾。この研究テーマを要約すれば、中世における紛争とその解決が一定の行動ルールに従って行われており、(次第に制度化される)仲介者を介在させて交渉を進めつつ、最終的には儀礼やその他の象徴的コミュニケーションを用いて和解が演出されていた、というものである。そして、中世社会における儀礼的实践が強調される。当時の儀礼は、不文でありながら人々に広く共有され、遵守しない人間に対して社会的な不利益を与えるルールに基づくものであり、個々の紛争における状況と目的に合わせて事前の交渉で調整されるものであり、事前の計画に合わせて実際に実行されることで紛争前の秩序を回復するものである、と考えられた。さらに、そのような交渉を通じて到達される合意形成では、アルトホフの研究を構成する別の柱である、協議 *consilium* の問題が関係しており、それは権力者に対する周囲からの権力の制限にも大きな役割を果たしていた、と理解される。こうした初期中世から盛期中世のドイツ王権に対する視点は、この時代の国王が貴族に対してヒエラルキー的に突出した存在ではなく、むしろ貴族集団からかなりの掣肘を加えられていた、という伝統的なドイツ国制史の視点を継承するものであった。また、アルトホフの研究では、これらの紛争解決と協議が叙述史料に依拠して明らかにされたことも重要である。

以上のようにアルトホフの研究を整理すると、同研究がいかにフェルテンによって換骨奪胎されたかが明確になるだろう。フェルテンの研究は、14世紀前半の教皇宮廷が有する紛争解決の舞台としての側面に焦点を当て、その場には参与者によって遵守されるべき不文の「行動ルール」や儀礼的行為が満ち溢れていたことを強調する。また、協議の問題については、国王と貴族の間

(29) 我が国におけるゲルト・アルトホフの研究の紹介については、服部良久「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決—儀礼・コミュニケーション・国制—」『史学雑誌』第113編第3号(2004年)、60-82頁;同「中世ヨーロッパにおける紛争と秩序—秩序解決と国家・社会—」『史林』第88巻第1号(2005年)、56-89頁;西川洋一「「パフォーマティブ・ターン」の中の中世国制史」『国家学会雑誌』131巻1号(2018年)、1-56頁;同「国制史学の対象と方法」水林彪・青木人志・松園潤一朗編『法と国制の比較史:西欧・東アジア・日本』日本評論社、2018年、37-69頁などが挙げられる。

(30) 西川洋一「「パフォーマティブ・ターン」の中の中世国制史」、13-20頁。

の合意形成が教皇と枢機卿（団）のそれに置換されている（ただし、初期中世から盛期中世の国王宮廷の場合とは異なり、意思決定に関しては教皇の権限が有する絶対的な優越性を説いている）。しかし、この研究は、単にドイツ国制史の研究を14世紀前半の教皇宮廷に持ち込んだものとして理解されるべきではない。

むしろ、フェルテンの研究は、その論述の大きな枠組みを後期中世の外交史研究に依拠していた⁽³¹⁾。この点を象徴するのは、教皇宮廷で交渉が開始される以前からそれが終了した後に至るまでの、使節たちによって踏まれた手続きに関する叙述である。こうした手続きに関する叙述の枠組みは、外交史研究の大家であるピエール・シャプレによる2003年の著書のもものと極めて類似している⁽³²⁾。また、教皇宮廷に関して言えば、同じく外交史の研究者であるカーステン・プレーガーの著作（2005年）が、シャプレと同じ区分を採用しつつ、主に14世紀半ばの教皇権とイングランド王権の間の外交に関する具体例を用いて説明を追加している⁽³³⁾。さらに、こうした教皇宮廷における手続き（＝外交的プロトコル）の枠組みだけでなく、フェルテンが用いた史料群も注目に値する。13世紀を通じて「中世的な外交」⁽³⁴⁾の制度化が進展すると使節たちが自身の活動記録を残すことは慣例となるが、特に14世紀の教皇宮廷における外交的プロトコルの解明に関して言えば、こうした活動記録は最も貴重な叙述史料と理解されている⁽³⁵⁾。これら点から、フェルテンの研究を外交史研究に大きく影響を受けていると言えよう。

以上の点をまとめると、フェルテンの2004年の研究は研究史的に次のように理解される。すなわち、後期中世の教皇宮廷を舞台とする外交の分析に対して、初期中世から盛期中世に関するドイツ国制史研究で1990年代から採用されてきた紛争解決と儀礼研究の視点を持ち込んだ、というものである。そして、その視点のキーワードである「行動ルール」が同論考では *stilus curiae* と呼ばれたが、このことが以後の研究の進展に寄与する。

(31) Stéphane Péquignot, *Au nom du roi. Pratique diplomatique et pouvoir durant le règne de Jacques II d'Aragon (1291-1327)*, Madrid, 2009, pp. 6-7は、紛争解決が中世外交研究における新たな手法の中で重要な鍵概念の1つとなったことを指摘し、この文脈でフェルテンの研究にも言及している。

(32) Pierre Chaplais, *English Diplomatic Practice in the Middle Ages*, London/ New York, 2003, pp. 231ff.

(33) Karsten Plöger, *England and the Avignon Popes. The Practice of Diplomacy in Late Medieval Europe*, London, 2005, pp. 202-203.

(34) 「中世的な外交」に関する論点を整理したものとして、Stéphane Péquignot, 'Les diplomaties occidentales XIII^e-XV^e siècle', in: Société des historiens médiévistes de l'enseignement supérieur public (ed.), *Les relations diplomatiques au Moyen Âge. Formes et enjeux : XLI^e Congrès de la SHMESP (Lyon, 3-6 juin 2010)*, Paris, 2011, pp. 47-66; Id., 'Europäische Diplomatie im Spätmittelalter: Ein historiographischer Überblick', *Zeitschrift für Historische Forschung* 39-1 (2012), pp. 65-95; Isabella Lazzarini, 'À propos de diplomatie médiévale : pratiques, modèles et langages de la négociation en Italie (XIV^e-XV^e siècles)', *Médiévales* 74 (2018), pp. 133-154などを比較的新しいものとして挙げておく。

(35) Karsten Plöger, *op. cit.*, pp. 11-12.

3. 近年の研究：2019年に刊行された論文集と単著を手掛かりに

3-1. *stilus curiae* をテーマにした最初の論文集

こうした研究の流れを踏まえて、イエシカ・ノヴァクとゲオルク・シュトラックを研究代表者とする、*stilus curiae* に関する共同研究プログラムが2014年から2018年にかけて実施された。このプログラムは、そのタイトル「*Stilus curiae*：中世（12世紀から15世紀）の教皇宮廷における紛争と交渉の実施に関する行動ルール」⁽³⁶⁾が示すように、明らかにフェルテンの研究から影響を受けたものである。このプロジェクトにおいてドイツ国内で全10回のワークショップが開催され、そこでの研究報告の成果が2019年に論文集の形で刊行された⁽³⁷⁾。同論文集は、全16本の論考を有しているという点で *stilus curiae* に関する研究としては量的に最大のものであり、なおかつ現時点では最新の成果となっている。

この研究プロジェクト自体は、1990年代以降からドイツ国制史研究で注目されてきた、前近代的政治の「行動ルール」という鍵概念を中世の教皇宮廷に適用し、同宮廷での政治文化や紛争解決の問題を扱うことを主なテーマとした⁽³⁸⁾。しかし、実際に論文集に収録されている論考の全てが教皇宮廷における交渉と紛争解決の問題⁽³⁹⁾を扱っているのではなく、*stilus curiae* という用語の伝統的な意味である、教皇庁で作成される文書の形式⁽⁴⁰⁾や教皇庁裁判所の慣習的な司法手続き⁽⁴¹⁾についても論じている。こうした論文集の射程は、編者による序論において、同用語の研究史が簡単に整理される中で明確にされている⁽⁴²⁾。このような点で、同論文集は基本的には従来の研究の枠組みを引き継いで、それを深化させたものと言える。

(36) 同研究プログラムは、ゲオルク・シュトラック（菊地重仁訳・小澤実解説）「[公開講演会] 教会「改革」から宗教「改革」へー盛期・後期中世における教皇権」『史苑』第75巻第2号（2015年）、414頁において、すでに我が国でも紹介されている。

(37) Jessika Nowak and Georg Strack (eds.), *Stilus – modus – usus: Regeln der Konflikt- und Verhandlungsführung am Papsthof des Mittelalters – Rules of Negotiation and Conflict Resolution at the Papal Court in the Middle Ages*, Turnhout, 2019. 以下では、同論文集を *Stilus – modus – usus* と表記する。

(38) Jessika Nowak and Georg Strack, 'Stilus – usus – modus: Regeln der Konflikt- und Verhandlungsführung am Papsthof des Mittelalters', in: *Stilus – modus – usus*, pp. 2-3.

(39) Klaus Herbers, 'Kirchliche Konflikte auf der Iberischen Halbinsel im 12./13. Jahrhundert', in: *Ibid.*, pp. 19-38; Daniel Berger, 'Die *Historia Compostellana* und andere narrative Quellen aus dem Hochmittelalter: Auf der Suche nach dem *stilus curiae* aus kastilisch-leonesischer Sicht', in: *Ibid.*, pp. 39-66; Claudia Zey, 'Hariulf von Oudenburg und der *usus curiae* im Prozess vor Papst Innozenz II. (1141)', in: *Ibid.*, pp. 97-117; Harald Müller, 'Thomas of Marlborough und der *modus curiae* im Prozess der Abtei Evesham vor dem Papst (1202-1207): Versuch einer Neulektüre', in: *Ibid.*, pp. 119-135; Andreas Kistner, '“... diem tue peregrinationis extremum dispositione testamentaria desideras prevenire ...”: Der *stilus curiae* und die Regelungen der Kardinäle im Angesicht des Todes (1305-1378)', in: *Ibid.*, pp. 213-233; Isabella Lazzarini, 'Early Renaissance Diplomacy at the Roman Curia: Forms, Rhythms, and Rituals of Diplomatic Negotiation According to Johannes Burckard's *Liber notarum*', in: *Ibid.*, pp. 269-291.

それでは、本論文集の研究史上の意義はどのように評価できるだろうか。1つには、12世紀から15世紀という時間的枠組みを包括的に扱っている点である。このことは、とりわけ慣習的な司法手続きと紛争解決や交渉というテーマに関して重要である。前者については12世紀に教皇の面前で開かれた裁判の司法手続きに関する知見が新しく得られ⁽⁴³⁾、後者についてはフェルテンの研究が対象としていた14世紀前半から大幅に時間的枠組みが広がっている⁽⁴⁴⁾。もう1つの点としては、最初の点と連動するが、扱われる史料類型も拡大したことが挙げられる⁽⁴⁵⁾。具体的には、12世紀の司法手続きについては年代記や聖人伝、書簡といった史料も用いられ⁽⁴⁶⁾、14世紀以降については枢機卿の遺言書⁽⁴⁷⁾や教皇庁を批判する論考⁽⁴⁸⁾なども分析対象となった。いずれの史料も古くからその存在から知られていて、すでに何らかの形で利用されてきたものだったが、*stilus curiae*に関する研究を通じて別の角度から分析されることになった。特に叙述史料に対する注目の拡大は、言うまでもなくアルトホフの研究手法に負うところが大きい。

しかし、こうした時間的枠組みと史料類型の拡大よりと同様に評価すべき点は、*stilus curiae*という用語の意味を整理しようとする試みである。その背景には、分析用語としての *stilus curiae* が教皇庁で作成される文書形式、教皇庁裁判所の慣習的な司法手続き、教皇宮廷での紛争解決と交渉における不文の行動ルールという三重の定義を有する一方で、実際に盛期中世から後期中世にかけてはこの用語の使い分けが曖昧だったことに加えて、それら3つの定義を指し示す

(40) Maria Pia Alberzoni, “*Nolebat quod prevalet falsitas veritati*”: I falsi, Innocenzo III e lo *stilus curiae*, in: *Ibid.*, pp. 137-158; Thomas W. Smith, ‘English Episcopal Documents and Supplicatory Strategies at the Roman Curia in the Thirteenth Century’, in: *Ibid.*, pp. 159-174; Barbara Bombi, “*Solom le cours de leglise de Rome*”: The Use of the *stilus curiae* in Anglo-papal Correspondence during the First Half of the Fourteenth Century’, in: *Ibid.*, pp. 175-194; Duane Henderson, ‘The *stilo de corte* in Late Medieval Diplomatic Correspondence’, in: *Ibid.*, pp. 315-334; Claudia Märkl, ‘*Modus expediendi litteras apostolicas*: Pragmatische Schriftlichkeit und *stilus curiae* am Ende des 15. Jahrhunderts’, in: *Ibid.*, pp. 335-351.

(41) Markus Krumm, ‘Streiten vor (und mit) dem Papst: Beobachtungen zur kurialen Gerichtspraxis anhand der Klosterchronik von Montecassino und des *Chronicon Falcus* von Benevent’, in: *Ibid.*, pp. 67-95; Kerstin Hitzbleck, ‘Im Sumpf der Heterotopie: Die Kurie zwischen Sein und Sollen bei Matthäus von Krakau’, in: *Ibid.*, pp. 235-254.

(42) Jessika Nowak and Georg Strack, op. cit., pp. 3-7.

(43) Markus Krumm, op. cit., pp. 94-95; Claudia Zey, op. cit., pp. 114-117; Harald Müller, op. cit., pp. 125-131.

(44) これについては、Isabella Lazzarini, ‘Early Renaissance Diplomacy at the Roman Curia’ と Duane Henderson, op. cit. が中心となる。

(45) 同論文集で史料に関する記述が中心の論考として、Sebastian Roebert, ‘Die *Acta Aragonensia* als Quelle für die Verhandlungspraxis am Papsthof des 14. Jahrhunderts’, in: *Stilus – modus – usus*, pp. 195-211; Claudia Märkl, ‘Kuriale Historiographie des 15. Jahrhunderts’, in: *Ibid.*, pp. 255-268; Gabriele Annas, ‘Die Berichte der Generalprokuratoren des Deutschen Ordens an der Kurie des 14. und 15. Jahrhunderts: Überlegungen zu den Quellen’, in: *Ibid.*, pp. 293-314が挙げられる。

(46) Daniel Berger, op. cit., pp. 46-55.

(47) Andreas Kistner, op. cit., pp. 214-215.

(48) Kerstin Hitzbleck, op. cit., p. 240.

他の史料用語として‘*modus*’や‘*usus*’なども存在していたことが改めて確認されたことがある。特に、‘*modus*’については、教皇宮廷における交渉の成功のために遵守されるべき不文律の規則を指していたり⁽⁴⁹⁾、教皇庁における教皇文書の獲得や訴訟手続きに関する実践知の体系を指していたりした⁽⁵⁰⁾。最終的に、いくつかの論考での議論を踏まえて、同論文集では広義の行動ルール、すなわち文書形式と司法的慣習と不文の行動ルールを‘*modus*’の定義とし、伝統的な意味である前者2つを‘*stilus*’の定義とした⁽⁵¹⁾。この結果、同論文集のタイトルは『*Stilus – modus – usus*』とされた。また、同論文集の序論においては、会計簿や枢機卿の書簡、教皇宮廷における説教など、今回扱われることがなかった史料群を用いて分析すること、より広い時間的枠組みで事例研究を増やすことなどが、今後の課題として挙げられた⁽⁵²⁾。

3-2. 14世紀前半のイングランド王権と教皇権の関係という事例を用いた研究の深化

続いて、*stilus curiae* を扱った別の研究を紹介することで、さらなる地平の拡大の一端を示すこととする。その研究とは、バルバラ・ボンビが2019年に上梓した単著で、14世紀前半のイングランド王権とアヴィニオン教皇権の外交関係を扱ったものである⁽⁵³⁾。同書の詳細についてはすでに別稿で紹介しているため⁽⁵⁴⁾、以下では研究の概要を本稿の内容に関連付けて簡潔に述べることとする。

ボンビの研究で重要なのは、この時期のイングランドとアヴィニオンの外交関係において、アヴィニオン教皇権の *stilus curiae* が「外交の共通言語 a shared language of diplomacy」として機能したことを論じた点である⁽⁵⁵⁾。すなわち、イングランド王権と教皇権の外交関係が英仏紛争の問題を通じて緊密になるこの時期に、外交的な成果を確実にするため、王権側がアヴィニオン教皇権の文書形式や「行動ルール」を積極的に摂取したことを主張した。このことは、教会（教皇庁）裁判所における法の形式や訴訟手続きの慣習が西欧各地の裁判所に様々な影響を与えたという法制史の理解と、構図的には同じである。そして、具体的に摂取されたものの一例として、教皇権に対する請願が取り上げられる。この時期になると、王権側の文書発給機関はクルススや書簡作文法を基にして教皇庁で作り上げられていた *stilus curiae* を遵守して文書を作るようにな

(49) Harald Müller, op. cit., p. 125.

(50) Claudia Märkl, ‘*Modus expediendi litteras apostolicas*’, p. 336.

(51) Jessika Nowak and Georg Strack, ‘*Stilus – usus – modus*’, pp. 17-18.

(52) Ibid., p. 18.

(53) Barbara Bombi, *Anglo-Papal Relations in the Early Fourteenth Century. A Study in Medieval Diplomacy*, Oxford, 2019.

(54) 大塚将太郎「〔書評〕 Barbara Bombi, *Anglo-Papal Relations in the Early Fourteenth Century. A Study in Medieval Diplomacy*, Oxford, Oxford University Press, 2019」『エクフラシス：ヨーロッパ文化研究』第13号（2023年）、142-150頁。

(55) Barbara Bombi, *Anglo-Papal Relations in the Early Fourteenth Century*, pp. 225ff.

り、それをアヴィニオンへに持参した使節が外交的プロトコルとしての *stilus curiae* に従ってそれを提出するようになった経緯を解明した⁽⁵⁶⁾。

また、彼女の研究は外交と制度の表裏一体性を強調し、こうした *stilus curiae* の共有と並行して、外交関係が両政体の外交に関係する制度の類似的な発展に寄与したことを指摘した。教皇権の場合には、教皇の外交に重要な文書の作成とそのレジスターの作成について、14世紀前半にその管轄が教皇庁文書局から教皇官房 *camera apostolica*（このために設置された教皇秘書部）に完全に移行した点が重要である⁽⁵⁷⁾。他方で、イングランド王権の場合には大法官府がウェストミンスターに定着するようになりつつ、国王の周辺には外交文書の作成などを担う王璽局などが創設されて制度的に確立するようになった。そして、ボンビはこうした制度的発展については各政体に固有の事情があったことを認めつつ、*stilus curiae* に基づいた外交を迅速かつ有効に展開するためには、こうした制度改革が不可避であったと述べる⁽⁵⁸⁾。

このように、本研究は外交史研究と制度史研究の接続性を意識することで、*stilus curiae* の伝統的な定義と第三の定義を取り入れることに成功した事例と言える。

おわりに

本稿は、今世紀に入ってドイツ語圏の研究で再注目された *stilus curiae* という用語の研究動向を概観した。本稿の内容を再整理すると以下の通りになる。*stilus curiae* は、伝統的には教皇庁で作成される文書において遵守されるべき形式と教皇庁裁判所で慣習的な司法手続きという2つの定義を有していた。しかし、2004年のフェルテンの論考によって、当時ドイツ国制史研究で隆盛していた紛争解決—儀礼研究の手法と、中世外交に関する研究の枠組みが導入されることで、教皇宮廷で教皇と外交交渉する際に遵守されるべき「行動ルール」が第三の定義として与えられた。その後、2010年代にドイツ語圏の研究者を中心に事例研究が積み上げられつつ、用語の整理や外交史を介した地平の拡大などが試みられてきた。

今後の *stilus curiae* の研究について、どのような研究上の課題と発展の可能性が挙げられるだろうか。先に、研究上の課題を提示しておきたい。それは *stilus curiae* という言葉の定義についてである。すでに言及したように、中世教皇庁の文書形式と司法手続きに関して言えば、*stilus curiae* という言葉は研究上の分析概念という側面の方が強く、史料用語としては‘*modus*’や‘*usus*’といった言葉の方が用いられていた。他方で、第三の定義である外交的なプロトコルとしての「行

(56) *Ibid.*, chs. 2 and 3.

(57) アヴィニオン期における教皇文書レジスターに関する議論は、19世紀末以来からの研究の蓄積があり、ここではそれを丁寧を追う余裕はない。従って、Patrick Zutshi, ‘Changes in the Registration of Papal Letters under the Avignon Popes (1305-1378)’, in: Tanja Broser, Andreas Fischer and Matthias Thumser (eds.), *op. cit.*, pp. 237-261を有用な概説として挙げておく。

(58) Barbara Bombi, *Anglo-Papal Relations in the Early Fourteenth Century*, p. 227.

動ルール」については、14世紀初頭の史料用語として *stilus curiae* が用いられている。ここで問題となるのは、ノヴァクとシュトラックの論文集における用語の整理である。編者たちは、従来の研究を尊重して '*stilus*' に伝統的な二つの定義を当て、'*modus*' と '*usus*' に文書形式と司法手続きと不文の「行動ルール」の全ての意味を与えている。こうした '*stilus*'、'*modus*'、'*usus*' という言葉に関する同時代の使用と研究上での定義の間の捻れについては、さらなる議論が必要であろう。また、*curia* という語についても問題とされなければならない。*stilus curiae* の伝統的な2つの定義に関しては、とりわけ13世紀以降について言えば、教皇庁文書局や教皇庁裁判所という教皇自身からは自立した形で制度化した機関が問題となるが、外交的プロトコルとしての「行動ルール」はこれが展開する舞台が教皇の存在と不可分となっている。すなわち、やや図式化して言えば、*stilus curiae* の意味の拡大によって、'*curia*' という語が教皇庁の部局と教皇宮廷を同時に扱うようになったのである。このような '*curia*' という語の多義性についても依然として議論は必要であると言える。

次に発展の可能性としては、1つに13世紀後半以降の教皇宮廷については外交史研究を介したさらなる地平の拡大が挙げられる。以前、ジョン・アーノルドは、儀礼研究が後期中世の狭義の政治史の分析に導入される傾向を先見の明を持って指摘したが⁽⁵⁹⁾、教皇宮廷という研究領域に関して言えば、すでに一定の成果が生み出されたと言える。今後は、単なる儀礼研究の導入に止まらず、制度史研究などの既存の研究領域との組み合わせが期待される。例えば、教皇宮廷の会計簿を史料として利用することで、外交と財政に関する文書形式⁽⁶⁰⁾との関係などを見出すことが可能かもしれない。もう1つ発展の可能性を挙げるとすれば、比較史的な視点である。これまでの説明からも明らかなように、中世教皇権の制度や慣習は西方キリスト教世界の世俗権力のカウンターパートに対して影響を与えてきた⁽⁶¹⁾。しかし、同時に教皇権が世俗権力の側から受けた影響についても忘れてはならない。従って、今後の事例研究の拡大の方向性としては、中世教皇権の '*stilus*'、'*modus*'、'*usus*' と世俗支配者の統治機構におけるそれとの間の相互影響関係を検

(59) ジョン・H・アーノルド (図師宣忠・赤江雄一訳) 『中世史とは何か』岩波書店、2022年、147頁 (原著の初版は2007年)。また、紛争とルネッサンス外交を結び付けた研究として、Isabella Lazzarini, *Communication and Conflict: Italian Diplomacy in the Early Renaissance, 1350-1520*, Oxford, 2015を見落とすことはできない。

(60) アヴィニョン期の教皇官房の会計簿を「実践的な文書 écrit pragmatique」の形式や実践に着目して捉えようとする試みについては、Valérie Theis and Étienne Anheim, 'La comptabilité des dépenses de la papauté au XIV^e siècle : Structure documentaire et usages de l'écrit', *Mélanges de l'École française de Rome. Moyen-Âge*, 118-2 (2006), pp. 165-168がある。

(61) アヴィニョンの教皇宮廷を西洋の宮廷モデルの1つとして社会学的に分析するべきという提言については、Étienne Anheim, 'La Curie pontificale d'Avignon, une société de cour?', in: Christine Barralis et al. (eds.), *Église et État, Église ou État? Les clercs et la genèse de l'État moderne. Actes de la conférence organisée à Bourges en 2011 par SAS et l'université d'Orléans en l'honneur d'Hélène Millet*, Paris, 2014, pp. 189-198がある。

証するようなものが考えられるだろう。こうした視点は、世俗支配者の周囲に形成されたクーリアにも関わってくるという点で、上述した‘*curia*’という語の問題にも直結することになる。

以上のように、*stilus curiae*という語は中世教皇権の実践を巡る様々な問題と関わるものであり、今後も研究の余地を大に残す分野であると言える。